

国民健康保険税の納付書を郵送します

今年度の国民健康保険税額が決定しましたので、7月12日(金)に**国民健康保険税納税通知書**と**納付書**(口座振替の方を除く)を郵送します。国民健康保険税(以下、「国保税」)の納税義務者は**世帯主**です。世帯主自身が会社員等で国保加入者でなくとも、世帯の中に国保加入者がいる場合には世帯主宛に納税通知書をお送りします。

【問い合わせ】住民課保険年金担当(☎282-1711 内線1131～1133)

■今年度から基礎課税額に係る課税限度額が引き上げとなりました

国保税の税率改定はありませんが、基礎課税額の課税限度額(年間上限額)が、61万円(平成30年度は58万円)に引き上げとなります(下表1参照)。皆様のご理解とご協力をお願いします。

【表1 令和元年度 国保税率等の内容】(カッコ内は平成30年度の数値)

区 分				40歳未満の方 65～74歳の方	40～64歳の方	
算出方法		A 基礎課税額	B 後期高齢者支援金分	C 介護納付金分	合計 (A + B)	合計 (A + B + C)
所得割	(前年の所得※1－加入者ごとに基礎控除33万円)×税率	7.8%	2.3%	2.0%	10.1%	12.1%
均等割	加入者 1 人につき	2 万2,000円	6,500円	1 万3,500円	2 万8,500円	4 万2,000円
平等割	1 世帯につき	2 万3,000円	6,500円	－	2 万9,500円	2 万9,500円
課税限度額(年間上限額)		61万円 (58万円)	19万円	16万円	80万円 (77万円)	96万円 (93万円)

※1…前年1～12月における、世帯の国保加入者の合計所得金額

■今年度から低所得者に対する保険税軽減が拡大されました

世帯の合計所得金額が一定額以下の場合、均等割・平等割を軽減していますが、その判定の基準額を表2のとおり引き上げました。該当する場合は、あらかじめ減額した納税通知書を郵送しています。なお、**減額の判定には所得の申告が必要**です。村民税の申告が不要で、所得を申告していないという方は、判定ができず減額を受けられないことがありますので、所得の申告をお願いします。※所得の申告をすることで、高額療養費の自己負担額が安くなる可能性があります。

【表2 軽減の対象となる所得※2の基準額】

軽減の割合	変更前(平成31年3月まで)	変更後(平成31年4月から)
7割	33万円以下	変更なし
5割	33万円+(27万5,000円×被保険者数※3)以下	33万円+(28万円 ×被保険者数※3)以下
2割	33万円+(50万円×被保険者数※3)以下	33万円+(51万円 ×被保険者数※3)以下

※2…前年1～12月の国保加入者全員分の所得総額(国保被保険者でない世帯主分を含む)

※3…同一世帯で国民健康保険から後期高齢者医療制度の被保険者に移行した方を含む

■年齢に伴い国保税の内容等が変更となる方がいます

年度の途中で40歳、65歳、75歳に到達する方は、国保税の内容や課税の時期等が表3のとおり変更となります。

【表3 年齢到達に伴う変更点】

対象	変更内容等	通知方法
40歳になる方	誕生月(1日生まれの方はその前月)から国保税に介護納付金分が加算	誕生月の翌月に税額変更決定通知書を送付します
65歳になる方	国保税の介護納付金分に替わり、誕生月から介護保険料が課税される ※誕生月の前月(1日生まれの方は前々月)分まで国保税(介護納付金分)が課税されます。	今回の納税通知書(納付書)に記載されています
75歳になる方	誕生月から後期高齢者医療制度へ移行する ※誕生月の前月(1日生まれの方はその前々月)分まで国保税が課税されます。	誕生日の前月に案内通知を郵送します

※国保から後期高齢者医療制度へ移る方が同一世帯にいて、世帯の国保加入者が1人となる場合には、国保税の平等割額(基礎課税分・後期高齢者支援金分)が軽減されます。該当する方には、あらかじめ軽減した納税通知書を送付しています。